

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第129号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年5月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇港の産業廃棄物に関する（〇〇河川敷における違反者への河川法第77条法による資料等全部（H〇年度～H〇年度）は除く。）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年6月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、公文書を①〇〇川における河川法違反に伴う現状回復の指示について（伺い）、②〇〇川における河川法違反行為者に対する河川法第75条第1項に基づく命令について（伺い）、③〇〇川河川敷における違反者への河川法第77条指示について（伺い）、④裁判結果（平成〇年〇月〇日判決）、⑤平成〇年度河川管理（調査委託）報告書（以下「本件書類」という。）と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年6月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類R〇年〇月〇日付けの協議書の中で9冊あると確定しながら県

の都合の悪い書類は除けたと課長が説明したのでその書類を全部出せ

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の理由

本件請求において審査請求人が公開を求めている公文書に対し、実施機関は請求に対する対象公文書を以下のとおり特定した。

- ① ○○川における河川法違反に伴う現状回復の指示について（伺い）
- ② ○○川における河川法違反行為者に対する河川法第75条第1項に基づく命令について（伺い）
- ③ ○○川河川敷における違反者への河川法第77条指示について（伺い）
- ④ 裁判結果（平成○年○月○日判決）
- ⑤ 平成○年度河川管理（調査委託）報告書

特定した書類のうち、関係書類に含まれる法人の名称・代表者名・住所・施設名称及び法人の名称については、公にすることにより法人が不利益を受けるおそれがあり、個人の氏名・住所、施設の名称、受取人の氏名及び引き受け番号（郵便物配達証明書）等については、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

(2) 審査請求人の主張に対して

実施機関は特定した文書について、具体的に何を指しているのかわからないところではあるが、審査請求人に対して全部出しているもので、保有しているものはない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年 7月26日	諮問
同年 12月23日 第3部会（第15回）	審議
同年 1月29日 第3部会（第16回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類がないと主張しており、実施機関が行った公文書の特定については争いがなく、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、当審査会としては、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、特定した書類のうち、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開したとのことである。

審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号及び第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	